

処理施設の敷地の位置

設置者	敷地の位置	敷地面積	備考
株式会社 丸幸 代表取締役 渡邊 均	印旛郡栄町矢口神明 一丁目4番1、4番7、 3番1及び3番2	6,673.51 m ²	工業専用地域

「敷地の位置は計画図表示のとおり」

(理由)

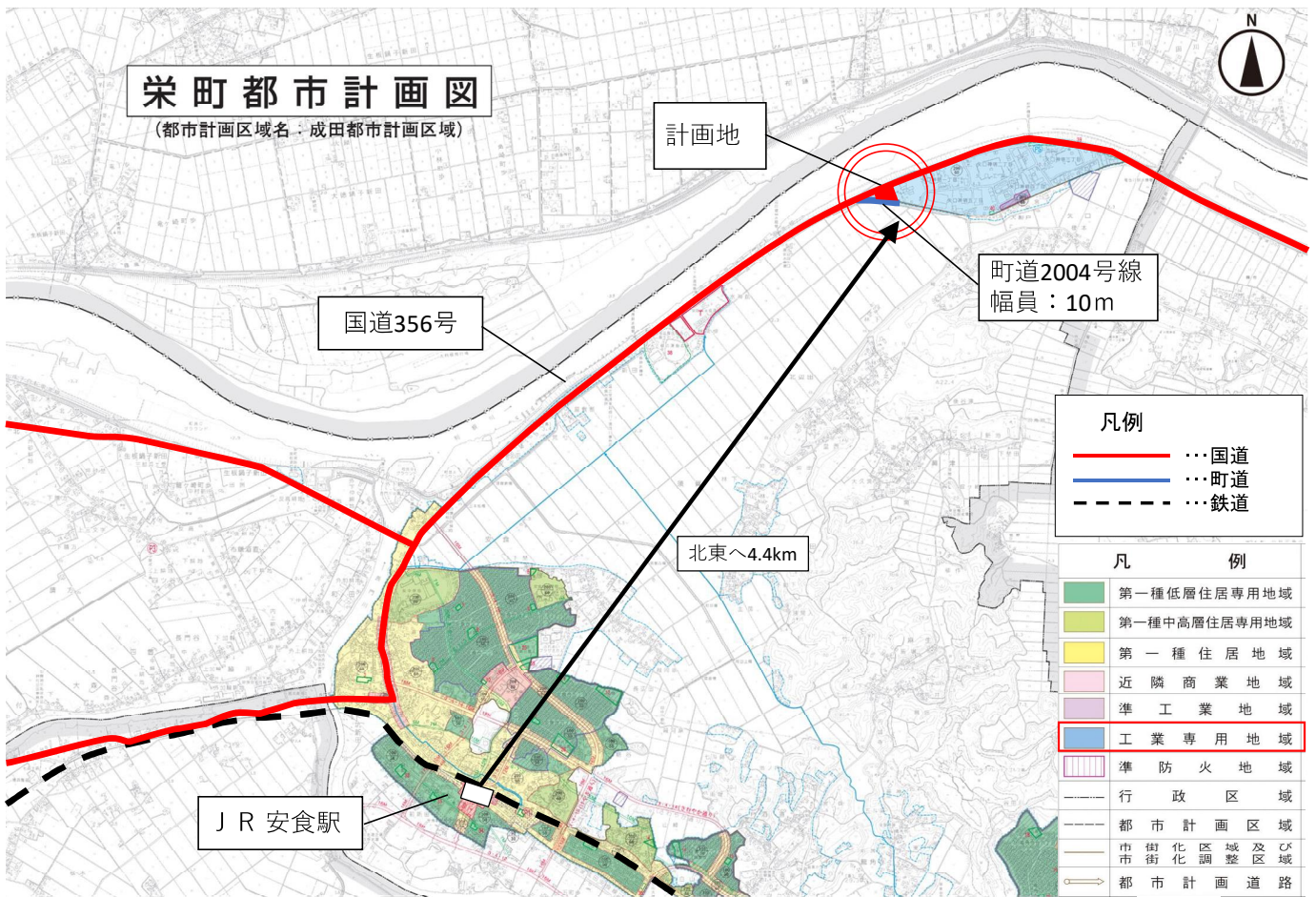
本敷地は、JR成田線安食駅から北東に約4.4キロメートル離れた矢口工業団地内にあり、工業専用地域に位置している。

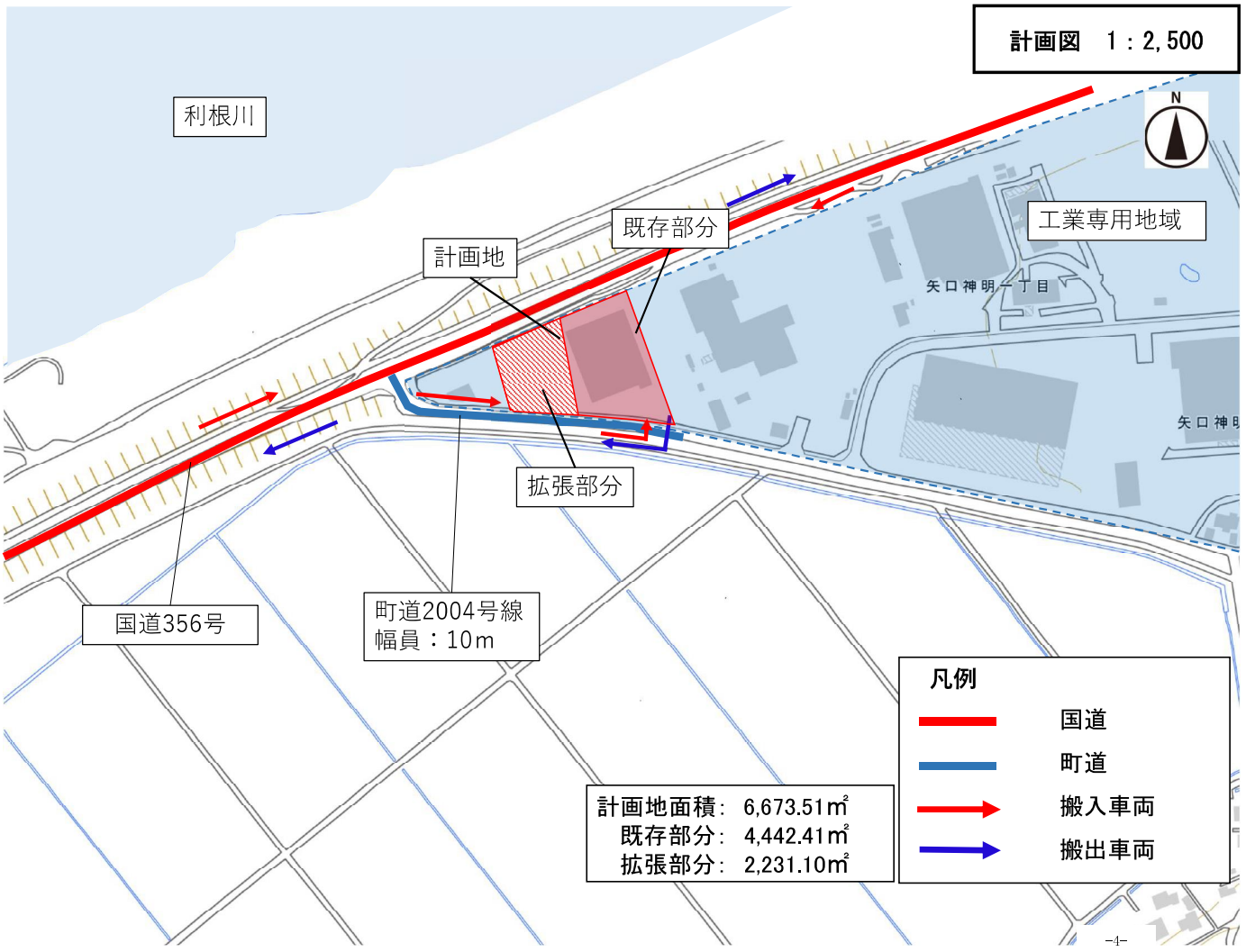
施設は幅員10メートルの町道に接しており、車両の通行に支障がなく、都市計画上支障がないと認められる。

計画概要書

- | | | | | |
|---|---------|-----------|----|------------|
| 1 | 施設の種類 | 産業廃棄物処理施設 | | |
| 2 | 施設の処理能力 | 破碎施設 | 1基 | |
| | 《新設》破碎機 | 木くず | | 359.04 t/日 |
| | | がれき類 | | 408.00 t/日 |
| | | 廃プラスチック類 | | 171.16 t/日 |
| 3 | 建築物 | 既設 | 1棟 | |

位置図 1 : 20,000





第198回千葉県都市計画審議会「第2号議案」概要

建築基準法第51条ただし書の規定による処理施設
(産業廃棄物処理施設)の敷地の位置(栄町)について

1 施設の概要

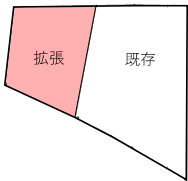
設置者	株式会社丸幸 代表取締役 渡邊 均		
敷地面積	6,673.51 m ²	前面道路幅員	10 m
計画地内の 処理施設 (計3基)	許可対象施設(産廃)		許可対象外施設
	新設: 破砕機 (1基)		新設: 圧縮固化機 (1基) 既設: 破砕機 (1基)

2 審査指標

敷地の位置の適格性
<ul style="list-style-type: none"> ・ 県及び町の都市計画と整合している。 ・ 申請地は工業専用地域に位置している。 ・ 近傍に既決定の都市施設はない。 ・ 敷地境界から100m以内に学校、病院等がない。
搬出入計画の妥当性
<ul style="list-style-type: none"> ・ 主要な搬出入経路は、幅員10mの町道であり、車両の通行に支障がない。 (搬出入車両は1日あたり最大21台。) ・ 主要な搬出入経路に通学路の指定はない。
施設計画の妥当性
<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物は建築基準法及び同法に規定される関係法令に適合している。 ・ 廃棄物処理法に基づき、施設の処理能力の算定が行われ、廃棄物等の保管施設、処理施設、駐車スペースが適切に配置されている。 ・ 敷地周囲には、高さ1.8m以上のフェンス等を設置し、敷地内に緑地を設けることで、周辺に配慮した施設計画としている。

※環境対策については、生活環境影響調査が実施されており、環境基準を遵守していることを環境部局に確認している。

配置図 1 : 500



	敷地実面積	敷地実面積合計
拡張部分	2,231.10㎡	6673.51㎡
既存部分	4,442.41㎡	

番号	用地	建築面積	割合
①	事務所・工場	2552.61㎡	38.24%
	計	2552.61㎡	38.24%

【凡例】

	計画地の境界線
	建築物の輪郭
	緑地(687.31㎡、10.29%)
	搬入
	搬出
	【新設】破碎、圧縮固化施設
	【既設】破碎施設
	処理前後保管場所
	フェンス1.8m、鋼板2m・5m
	敷地の拡張部分(2,231.1㎡)



環境関係法令等との適合状況

廃棄物処理法 第15条第3項による 生活環境影響調査項目	関係法令等	左欄の 法令等の 適用の有無	規制基準 との 適合状況	備 考		
大気汚染	大気汚染防止法	無	—	【適用除外の理由】 大気汚染防止法に基づくばい煙等発生施設に該当しないため。		
	ダイオキシン類 対策特別措置法	無	—	【適用除外の理由】 特別措置法に基づく「ダイオキシン類」を排出する特定施設に該当しないため。		
	栄町環境保全条例	無	—	【適用除外の理由】 条例に基づくばい煙等発生施設に該当しないため。		
騒 音	騒音規制法	有	適合	敷地境界における予測値 [施設稼動時間24時間]		
				時間帯	規制値	予測値
				朝夕 (6~8時、19~22 時)	65db	58db
				昼間 (8~19時)	70db	61db
	夜間 (22~6時)	60db	56db			
	栄町環境保全条例	有	適合	敷地境界における予測値 [施設稼動時間24時間]		
				時間帯	規制値	予測値
				朝夕 (6~8時、19~22 時)	65db	58db
昼間 (8~19時)				70db	61db	
夜間 (22~6時)	60db	56db				
振 動	振動規制法	無	—	【適用除外の理由】 規制法に基づく、指定地域に該当しない。		
	栄町環境保全条例	無	—	【適用除外の理由】 条例に基づく、指定地域に該当しない。		
悪 臭	悪臭防止法	無	—	【適用除外の理由】 防止法に基づく、規制区域に該当しない。		
	栄町環境保全条例	有	適合	臭気対策として脱臭設備を設け、防臭剤を常時 用意することから、悪臭が発生しても施設内か ら外部に漏れないと想定され、規制基準を満足 するものと判断される。		
水質汚濁	水質汚濁防止法	無	—	【適用除外の理由】 施設より新たな排水が発生せず、公共用水域に 排出されないため。		
	栄町環境保全条例	無	—	【適用除外の理由】 条例に水質汚濁に関する定 めがないため。		